「教育基本条例案」撤回へ、府民共同を

1 「子どものための教育」から、「特定の政治勢力・財界のための人材育成」に

(1)侵略戦争を正当化する、「愛国心教育」のおしつけ

「大阪維新の会」は、この間、府内各地で、日本の過去の侵略戦争を「正義の戦争であった」と正当化し、戦争を賛美する教科書採択にとりくんでいます。「条例案」が掲げる「愛国心に溢れる人材」は、これと一体のものであり、戦前のように特定の価値観を教え込む、まさに「戦争する人づくり」をねらうものです。「維新の会」自身が「条例案」のねらいを「戦後レジーム（すなわち憲法体制）を大阪から変える」と、記者会見で述べています。条例制定のねらいは憲法9条改悪と一体の「戦争する人づくり」にあります。

〈条例案〉
・「愛国心に溢れる人材」「規範意識を重んじる人材」「義務を重んじる人材」の育成
・問題行動への対応として「出席停止」を規定

誰のための「教育」か？

「民意」とは、財界・大企業

「教育基本条例案」は、特定の政治勢力が教育に直接介入し、公教育を破壊する、極めて重大な問題をもっています。

「大阪維新の会」は、条例案を「民意の反映のため」と強調していますが、その内容は、すべて財界が強く求めている愛国心教育と、エリート育成の教育です。「民意」とは財界の要望であり、府民が求めているものではありません。

教育の主権者は、父母・府民です。貧困と格差の広がりの下で、今、大阪の教育に求められるのは、子ども・父母の願いをしっかりと受け止め、共に教育をつくり上げていくことです。そして全国最低レベルの教育条件を改善することです。

〈今、求められるのは〉

大震災の経験からも、一人ひとりの命の大切さ、かけがえのなさが改めて問われています。特定の政治勢力に従う「人間づくり」ではなく、個人の尊厳が本当に大切にされる教育こそが求められています。

(2)一部のエリート育成と切りすて教育を徹底

学校選択制導入

その中心は、小中学校に学校選択制を導入し、すべての子どもに、平等な教育を保障してきた、これまでの義務教育制度を破壊することです。

そのために学力テスト結果を学校別に公表させて、1つ1つの小中学校を競争させ、ランクづけをすすめようとしています。そして、できる子、できない子の学校をつくり出し、小中学校に高校のような学校間格差をつくり出そうとしています。

東京では、「ここは、どこの小学校の校区です」と不動産価格にも影響し、地域格差も生み出しています。「条例案」は、学校1年生にまで引き下げ、エリート選別と切りすての教育を徹底しようとしています。

〈条例案〉
・「世界標準」で教育力の高い人材（エリート育成）
・他人への依存や責任転嫁をせず、互いに競い合い自己の判断と責任で道を切り開く人材（自己責任論）
・小中学校を選べる学校選択制の実現
・学力テスト結果の市町村別・学校別公表
・府立高校の淀川以北、府内全域を通学区域にする
・3年連続で定員割れした府立高校を統廃合

入試の学区撤廃・高校統廃合

府立高校では、入試の学区を撤廃し、全府1学区にして、受験競争をいっそう激しくしようとしています。

そして「定員割れが3年続いた高校を統廃合する」と、定員割れを口実に、公立高校つぶしをさらにすすめ、中学生の進路を閉ざそうとしています。

〈人間的なつながりを育んでいく教育を〉

今、求められるのは地域コミュニティの拠点としての学校です。震災時には、ほとんどの学校が避難所となります。学校を序列化し、遠距離通学を増やし、地域の学校をこわす「条例案」は許されません。

今、大震災を機に、「人と人とのつながりの大切さ」が、痛感されています。人は協力し合い、支え合うことで未来への展望を見出すことができます。

今、求められているのは、「条例案」のように、子どもをばらばらに切り離して競争させ、自己責任論をおしつける教育ではなく、人間的なつながりを育んでいく教育です。

2 政治が、教育に全面介入

教育委員会の頭越しに、「知事が学校教育目標の設定」など政治が教育に、全面的に介入できる制度をねらっています。これは、明らかな教育への「不当な支配」であり、憲法違反です。

〈条例案〉
・知事は、府立高校が実現すべき目標を設定する、目標を実現する責務を果たさない教育委員を罷免する
・府立高校の正副校長を任期付き採用に切り替え、公募する、「校長に人事権・予算要求権・教科書の採択権などを付与する」

〈子どもと教育の自主性を守る教育行政を〉

戦後の教育委員会制度は、戦前の教育が政治に支配され、侵略戦争推進の道具にされたことを反省し、教育の自主性と政治的中立性を守るため独立した行政委員会として設置されています。真の民意の反映には、公選制から任命制に切り替えられ、民意を反映させにくくしている現行の教育委員会制度を公選制に戻すなど、政治から独立させた改善、改革をすすめる必要があります。

3 処分、免職の脅しで、学校と教職員をいいなりに

〈条例案〉
・「教職員は、府教委の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長のマネジメントに服さなければならない」
・「職務命令違反5回、同一職務命令違反3回で分限免職」
・「職員の一定数（5%）を必ず最下位評価し、2年連続『最下位評価』の教職員の免職」
・「職員一定数の改廃、予算の減少で余剰人員が生じた時は分限免職できる」

〈教育に命令、強制はなじまない〉

教育には、何よりも真理・真実が求められます。そして「何が真理であり、真実であるか」は、時の政治権力や多数決で、決めることはできません。真理・真実に基づくためには、政治権力にも、暴力にも、金力にも左右されない「学問・研究の自由」が不可欠です。

憲法23条はこれを保障し、教員が時の政治権力の支配に服することのないよう保障しています。

そして子どもの人間的な成長・発達は、子ども自身の理解と納得によってすすむものであり、この点でも命令、強制は教育になじみません。

労働基本権の全面回復を

「教職員組合のたたかいの課題と労働基本権」と題して講演をする蟹澤さん（全教）

長時間過密労働に歯止めとなる協約締結を

日本の公務員は、欧米の公務員と異なり労働基本権が制約され、民間労働者のように賃金や労働条件を労使交渉やストライキなどによって決定する仕組みを持っていません（現在はその代償措置として人事院《委員会》勧告制度があります）。

私たちは、労働基本権の全面的回復をもとめ、「労働基本権の回復を求める」請願署名、政府との交渉、国際機関への働きかけなどあらゆるとりくみを強めてきました。日本政府はILO（国際労働機関）から5度の勧告を受け、ようやく労働基本権の回復を含む「公務員制度改革関連法案」をとりまとめ、国会に提出しました。

法案をめぐり、全労連（全教）は交渉・協議を行い以下の到達と問題点を明らかにしました。今後、国会の審議動向も注視しつつ、大阪府段階、各市町村段階、そして各職場段階の労働基本権回復に向けての主体的な運動が重要となってきます。

到達

①職員団体制度が労働組合になった

学校で働く職員（市町村費職員、ALT、パートなど）全員が組合構成員になれる

②協約事項が明らかになった

i　職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

ii　職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項

iii　職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

（太字は学校長も持つ権限）

③「排他的交渉代表制」を制度化させなかった

「複数組合がある場合、多数の組合しか認めない」などの制約をなくす

問題点

①争議権（団体行動権）の回復が棚上げされた

＊あっせん・仲介・調停が制度化された

②協約事項に「管理運営事項」の取り扱いが含まれていない

＊しかし、勤務労働条件が含まれる場合、協議事項となる

多数を占める分会と同じことができます。校長先生と交渉できる権利を持つのは組合だけです。未組合員の方は、組合員に権利を委託していることになります。職場の要求を集め、堂々と交渉して下さい。

③複数の組合がある場合、労働協約の内容が違ったものになったらどうなるのですか。

それはあり得ません。そうならないように調整する責任は、校長（教育委員会）にあります。

Q&A（現在提案されている法案が制定されたら）

①学校長が組合からの団体交渉（職場交渉）を拒否したらどうなりますか。

「不当労働行為」となり罰則を受けます。また学校長としての権限の放棄と見なされます。

＊ただし多くの権限を持つ学校長との関係は、対立関係ととらえず、共同して学校づくりをすすめる、対等の関係と大教組は考えています。

②一人分会ですが、何ができますか。

核兵器のない世界へ

核兵器のない平和で公正な世界へ～原水爆禁止世界大会が、8月3日～9日広島、長崎で行われました。広島大会は2000人、長崎大会は800人の参加があり、大教組は長崎大会に代表団39人を送りました。青年は33人、初参加は14人でした。「青年のつどい」「全国教職員のつどい」「女性のつどい」などにも、積極的に参加しました。

原水禁に初めて参加し、この3日間は言葉に表すのが難しい程の衝撃を受けました。今まで学校で学んだ戦争、テレビや新聞で知った戦争、それだけで66年前に日本で起きた事実を知ったつもりで居た自分が恥ずかしくなりました。

特に分科会では被爆者訪問に参加し、当時8歳だった方のお話を聞かせて頂きました。この方が体験を語り始めた最初の言葉が「被爆体験を話すことは、人生の汚点を話すことと同じです」でした。この言葉がとても重く、簡単に話が聞けると思っていた自分の軽さに何とも言えない気持ちになりました。実際、話の中でその当時の内容は少なかったのですが、話のない無言の中に語っているものが沢山あるのだと思います。この方との出会い、今回感じた気持ちを無駄にしないためにも、戦争・原発をはじめ事実を学び、それらを伝えていきたいと思います。

原水爆禁止2011世界大会～長崎

大教組代表団のみなさん～世界大会会場前で

VOICE

「無言」の中の言葉に

中島　寿香さん（知障教）

東大阪市教育委員会　侵略戦争美化、国民主権の憲法原則蹂躙の

育鵬社版「中学校公民教科書」採択！

―地元での学習抗議集会に100名の熱気―

今回の中学校教科書採択では、改悪教育基本法や新指導要領実施という情勢を受け、日本教育再生機構（教科書改善の会）、日本会議などの右派勢力が育鵬社・自由社教科書を採択させるため、国会議員・地方議員を使い議会を利用して不当に教育委員会に圧力をかける動きがかつてなく強まりました。東大阪市では、学校現場からの意見集約を無視、育鵬社版公民教科書を無理やり教育委員会会議での検討教科書（選定委員会推薦を従来の3社から4社に変更）として入れ、強引に採択されました。

大教組本部をはじめ、各単組・支部、民主団体は「緊急の抗議・撤回の要請書の集中とともに、8月26日には大教組東大阪が呼びかけ緊急の市民学習抗議集会を開催。会場あふれる参加者があり、育鵬社版教科書の内容批判学習を行うとともに、今後教育委員会への要請や市民的にこの問題を広く知らせていくことなどが意思統一されました。

全国的にも藤沢市、横浜市、東京都大田区、栃木県大田原市などでも、育鵬社・自由社版「歴史・公民」教科書が採択される状況下、子どもたちによりよい教科書を手渡すとりくみが今後も重要となっています。

介護に係る早出遅出勤務

（2011年9月1日実施）

■対象

日常生活を営むのに支障があり介護を要する親族（被介護人）

■始業及び終業の時刻

〈学校関係〉

昼間過程について、始業は始業時刻より15分前、終業は終業時刻より45分後

例）通常の勤務時間が8:30～17:00の場合

①午前8時15分～午後4時45分
②午前8時45分～午後5時15分
③午前9時00分～午後5時30分
④午前9時15分～午後5時45分